

収入保険制度の概要

－収入保険の実施状況等について－

令和 6 年 5 月
農林水産省経営局保険課

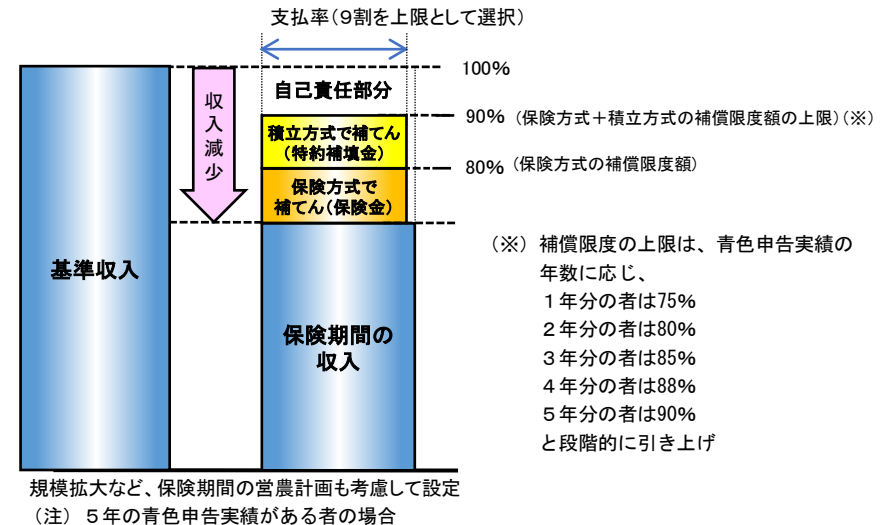
1. 収入保険の仕組み

- 収入保険は、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入全体を補填する制度（平成31年1月から開始）。
- 加入者に対し、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、その差額の9割までを補填。
- また、補填に際し、信頼度の高い青色申告の農業収入金額を活用することで、効率的な事務運営を実施。

実施主体	全国農業共済組合連合会（平成30年4月設立） （加入申請等の窓口業務は、地域の農業共済組合等へ委託）
対象者	青色申告を行っている農業者※（個人・法人） ※ 保険期間の前年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）の実績があれば加入可
保険の対象	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体 ※ マルキン等が措置されている肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外
基準収入	農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、 保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大特例、収入上昇傾向特例により上方修正）
補填方法	保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとまらない積立方式」の組合せで補填
保険方式の保険料	掛捨て（50%の国庫補助） ※ 保険金の受取がない方は、保険料率が下がっていく仕組み
積立方式の積立金	掛捨てではない（75%の国庫補助）

※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度はどちらかを選択して加入

<補填方法>



2. 収入保険の加入状況

- 収入保険の加入経営体数は、令和6年1月末現在で約9万3千経営体となり、一定の保険基盤を確保
- 営農類型別ではセンサスの構成割合に近似しており、営農類型による偏在は比較的小さい

【収入保険の加入経営体数の推移】

(経営体)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (1月末時点)
全体	22,812	36,142	59,084	78,868	90,644	93,286
個人	20,302	31,770	52,549	70,510	81,283	88,958
法人	2,510	4,372	6,535	8,358	9,361	4,328

青色申告を行っている農業経営体は35.3万経営体
うち ・個人の主業経営体及び団体経営体は16.4万経営体
・肉用牛又は養豚が販売金額1位の経営体は1.4万経営体
(注) 2020年農林業センサス(組替集計)

(注1) 令和6年1月末現在

(注2) 令和6年の法人数について、今後、事業年度開始月が3月以降の法人の加入が見込まれる

【営農類型別の加入状況】

(経営体)

	稲作	麦類作	雑穀・いも類・豆類	工芸農作物	野菜	果樹類	花き・花木	その他の作物
令和6年 収入保険加入者	33,561 (36.4%)	1,540 (1.7%)	2,014 (2.2%)	1,762 (1.9%)	28,233 (30.7%)	18,665 (20.3%)	3,960 (4.3%)	2,331 (2.5%)
青色申告者	135,664 (40.9%)	2,651 (0.8%)	10,659 (3.2%)	10,419 (3.1%)	89,233 (26.9%)	48,154 (14.5%)	14,950 (4.5%)	19,760 (6.0%)

(注1) 販売金額1位の部門別に集計したもの(青色申告者は、2020農林業センサス青色申告者(正規簿記と簡易な記帳の合計)を組替集計)

(注2) 令和6年収入保険加入者は、令和6年1月末現在

(注3) ()内は、それぞれの合計に対する割合

3. 収入保険と類似制度の関係

- 収入保険と、収入減少を補てんする機能を有する類似制度（農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度など）は、いずれかを選択して加入する選択制
- 近年、類似制度から収入保険への移行は鈍化傾向

【類似制度からの移行状況】

		移行者数						合計 ①	類似制度 加入者数 ② 【収入保険 導入時】	移行割合 ①/②	類似制度 加入者数 【直近】
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (1月末時点)				
農業共済	農作物共済	14,742	6,025	9,423	12,904	6,294	2,964	52,352	1,208,239	4.3%	745,549
	畑作物共済	2,825	978	1,844	1,861	958	378	8,844	46,360	19.1%	31,797
	果樹共済	4,442	1,369	1,429	2,054	1,105	763	11,162	44,255	25.2%	25,235
ナラシ対策		8,096	3,602	5,946	4,633	2,109	1,199	25,585	101,304	25.3%	59,815
野菜価格安定制度		4,475	2,037	1,562	1,552	905	2,912	13,443	169,616	7.9%	—
いぐさ・畳表農家 経営所得安定化対策		30	10	22	1	5	8	76	293	25.9%	162
加工原料乳生産者 経営安定対策		13	18	56	14	2	2	105	13,448	0.8%	10,572

(注1) 移行者数は、収入保険の開始以降、類似制度から収入保険へ移行した者（令和6年1月末時点）
(注2) 類似制度の加入者数【収入保険導入時】は、野菜価格安定制度：令和元年度の加入者の延べ人数、その他については平成30年（産、度）の実数
類似制度の加入者数【直近】は、農業共済：令和4年の加入者数の実数、ナラシ対策：令和4年産の加入者数の実数、
いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策：令和4年の加入者数の実数、加工原料乳生産者経営安定対策：令和4年の加入者数の実数

4. 収入保険の支払状況

- 令和元年の収入保険の導入以降、新型コロナ、米価下落により農業経営に大きな影響が発生
- 収入保険は収入減少への補填を通じ、農業経営の安定に貢献してきた一方、支払対象経営体数、支払額は増大

【支払経営体数の推移】

新型コロナ

米価下落・新型コロナ

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
支払経営体数計	7千経営体	14千経営体	31千経営体	31千経営体
保険金支払経営体数（被害率）	4千経営体（16.9%）	8千経営体（21.4%）	19千経営体（32.5%）	17千経営体（21.1%）
特約補填金支払経営体数（被害率）	7千経営体（30.4%）	13千経営体（38.1%）	31千経営体（52.5%）	30千経営体（39.3%）

注1：各年の数値は、各年1～12月に保険期間が開始する保険契約の合計。
注2：被害率は、保険金支払経営体数÷加入経営体数、特約補填金支払経営体数÷積立方式選択加入経営体数。

【支払額の推移】

新型コロナ

米価下落・新型コロナ

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
支払額計	169億円	350億円	747億円	573億円
保険金支払額（被害率）	85億円（3.2%）	175億円（3.8%）	354億円（4.6%）	259億円（2.7%）
特約補填金支払額（被害率）	84億円（26.1%）	175億円（31.3%）	394億円（41.5%）	314億円（26.4%）

注1：各年の数値は、各年1～12月に保険期間が開始する保険契約の合計。
注2：保険金の支払額は、加入者と国が1:1で負担する保険料により支払ったもの。
注3：特約補填金の支払額は、加入者と国が1:3で負担する額の合計。
注4：被害率は、保険金支払額÷保険金額、特約補填金支払額÷補填対象金額。

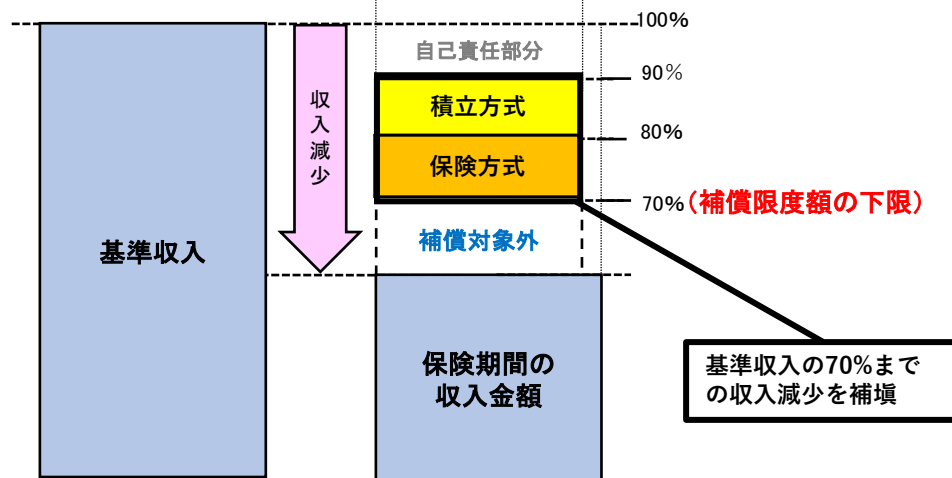
5. これまでの収入保険の見直し①

収入保険は、制度開始以降、現場ニーズを踏まえ、加入しやすくなるよう随時見直しを実施

補償範囲の選択幅の拡大（令和2年から）

補償限度額の上限や支払率の調整に加え、補償限度額の下限も調整可能とすることで、加入者が経営内容に合わせて補償範囲を選択し、保険料負担を調整しやすくなるよう措置

【補償限度額の下限（基準収入の70%）を選択した場合】



分割払いの柔軟化（令和2年から）

保険料の支払いについて、分割払いの時期・回数を選択を柔軟にできるよう措置

事務費負担の軽減（令和3年から）

付加保険料（事務費）の負担軽減を図るため大口割引を導入（付加保険料が15万円を超える場合）

加入手続の利便性の向上等（令和4年から）

加入等の手続について、いつでもどこでも行えるよう、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を用いて、インターネットでの申請を開始

また、継続加入者の加入手続を簡便にするため、自動継続特約を新設

これらを利用した場合に、付加保険料（事務費）を割引

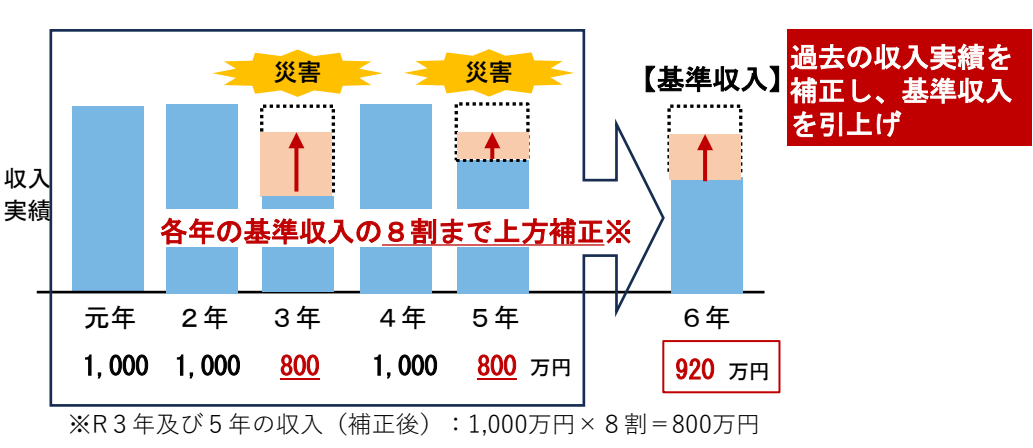
5. これまでの収入保険の見直し②

令和6年加入者からは、以下の見直しを実施

①気象災害特例の導入

- 災害が激甚化・頻発化する中で、安心して営農が継続できるよう、気象災害特例を導入
- 収入保険の基準収入は、過去5年の収入実績の平均で設定することが基本
- 本特例により、気象災害の被害を受けた者は、基準収入の算定に用いる過去の収入実績について、被害を受けた年の収入金額を上方補正し、基準収入を引き上げることが可能

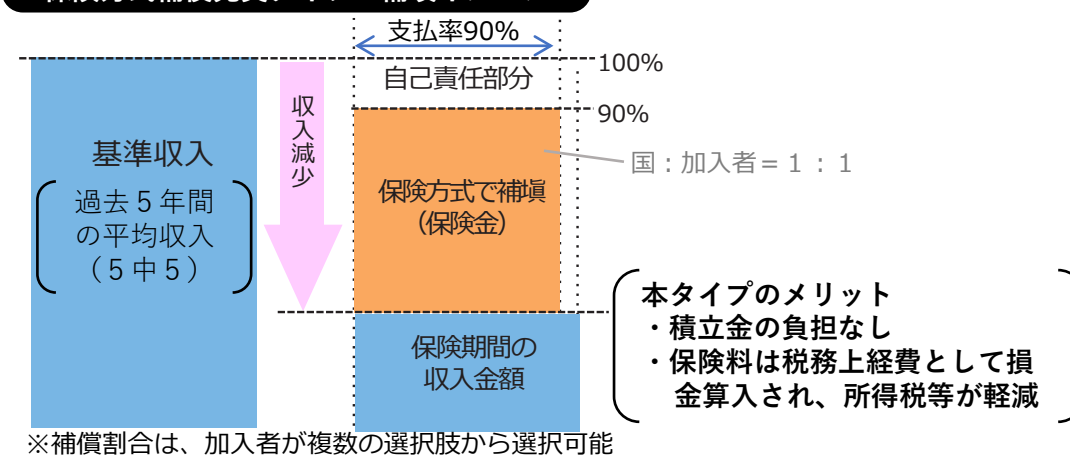
気象災害特例の適用イメージ



②保険方式補償充実タイプの創設

- 収入保険はこれまで、基準収入の9割までを補償対象とするメニューは、保険方式と積立方式を併用するタイプのみ
- 積立金の負担が重いとのニーズに応えるため、保険方式のみで基準収入の9割までを補償対象とする新たな方式を創設

保険方式補償充実タイプの補填イメージ



③青色申告実績1年分での加入の措置

- 収入保険は、青色申告が要件。基本的に過去5年分の申告実績が必要だが、少なくとも2年分の実績があれば加入可能としていたところ
- 更に加入しやすくするため、過去1年分の青色申告実績により加入できるよう措置

6. 加入者データを踏まえた運用改善

制度導入以降の加入者データを踏まえ、令和7年加入者から以下の運用改善を実施予定

①特例なし（通常）

②収入上昇特例
（単位面積当たり収入が上昇傾向にあるとき）

③規模拡大特例
（経営規模を拡大するとき）

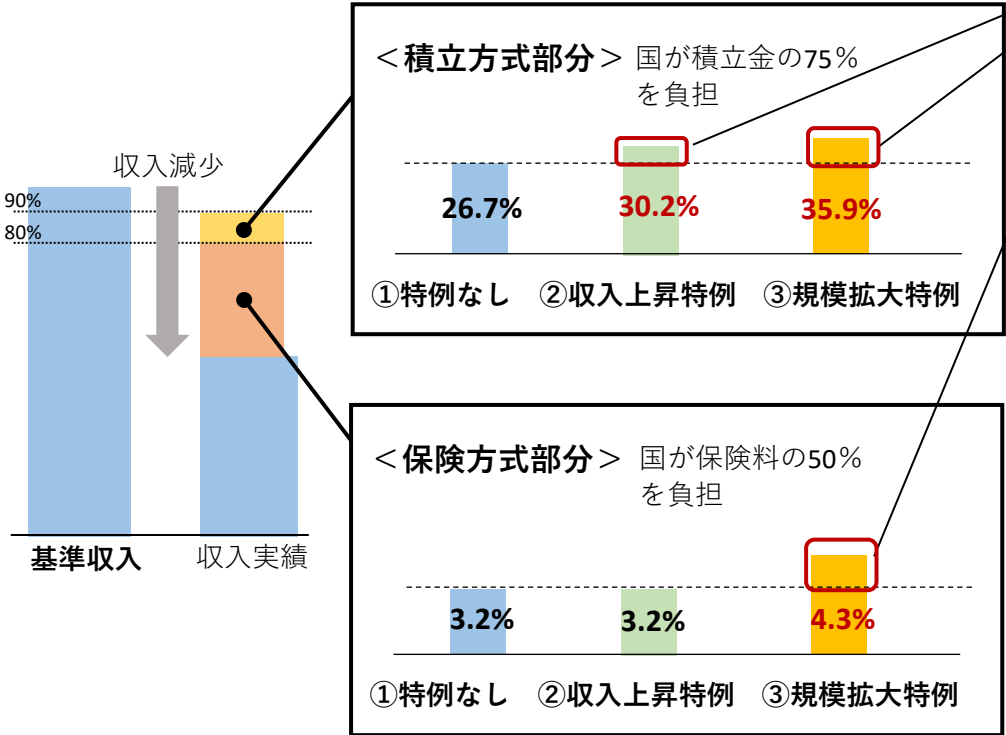
＜基準収入の設定方法＞

過去5年間の収入実績の平均 又は 見込収入金額 の低い方

特例の計算式 又は 見込収入金額 の低い方

収入保険は、基準収入と収入実績の差を補填

被害率（R元～4年平均）※
※支払った補填金の額／補償対象となる保険金額



加入者データから特例適用者の被害率に差があることが判明

加入者全体の保険料負担の増大につながるため特例の計算式の改善を行うことが適当

より実態に近い基準収入を設定可能となるよう
特例の計算式を一部補正（運用改善）

- ＜収入上昇特例＞
 - ・基準収入を過去の収入実績のトレンド（直線回帰式）により設定することで伸びを調整
- ＜規模拡大特例＞
 - ・算定に用いる面積当たり収入を過去のデータを踏まえ一部抑制

7. 最近の災害における収入保険の対応

幅広い品目やリスクを対象とする収入保険は、近年の災害発生時にも収入減少に対する補填を通じて農業経営の安定に貢献

令和2年の豪雨災害

- 豪雨災害により全国各地の幅広い農作物に被害が発生
- 野菜のうち多くの品目は技術的な問題から農業共済の補償対象外だが、収入保険は品目によらず補填対象とすることが可能。浸水被害が発生した幅広い品目の野菜農家等への補填を実施

<補填の例>

A経営：福岡県八女市

（ねぎ、基準収入1,429万円）

←補填金の支払実績：774万円（R2）

B経営：熊本県菊池市

（ねぎ、スイートコーン、基準収入5,812万円）

←補填金の支払実績：2,424万円（R2）



豪雨災害により冠水した圃場

令和5年の異常高温

- 異常高温を原因として、北陸地方を中心に水稻の白未熟粒による等級の低下や果樹等の品質低下が発生
- ナラシ対策や農業共済（一部メニューを除く）等では等級の低下や品質低下は補償対象外だが、幅広いリスクをカバーする収入保険は補填対象とすることが可能。等級や品質の低下による米農家等への補填を実施

<補填の例>

C経営：新潟県長岡市

（米、基準収入8,163万円）

←補填金の支払実績：1,160万円（R5）

D経営：富山県入善町

（米、基準収入4,060万円）

←補填金の支払実績：730万円（R5）



異常高温により白未熟粒となった米

令和6年の能登半島地震

- 大規模地震の発生により圃場の損壊等が発生。被害の発生が一般的な作付時期の前だったことで作付け困難となる事態が発生
- 作付後を対象とする農業共済や価格下落を対象とする類似制度では補填対象外だが、収入保険は、加入していれば作付前であっても、被災により予定していた作付けができないことで収入が減少した場合、補填対象とすることが可能



地震により地割れが発生した圃場